

# 審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第4条の4第1項
処分の概要	許可に係る銃砲等の確認
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項(確認) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項(確認の手続)
審査基準	
標準処理期間	1日
申請先	申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110)
備考	